投資信託説明書
（交付目論見書）
2025.10.11

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

上場インデックスファンド新興国債券

愛称：上場新興国債

追加型投信／海外／債券／ＥＴＦ／インデックス型

●**本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。**

●**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 ［ファンドの運用の指図を行なう者］
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

受託会社 ［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント

三井住友トラストグループ

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「上場インデックスファンド新興国債券」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2025 年 10 月 10 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 10 月 11 日にその効力が発生しております。

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海 外	債 券	ＥＴＦ	インデックス型	その他資産（投資信託証券（債券 公債））	年６回（隔月）	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他（ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10 % 国キャップ・インデックス）

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959 年 12 月１日
資本金	173 億 6,304 万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	31 兆 7,676 億円

（2025 年７月末現在）

2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、信託財産の１口あたりの純資産額の変動率を、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

※ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスは、新興市場国債（自国通貨建て）の総合投資収益を時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。単一国への投資集中を制限しつつ、新興国の債券および通貨の値動きを表す指数です。

$$\text{ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10\%国キャップ・インデックス} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 100$$

「ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」の著作権などについて

「Bloomberg®」およびブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス（以下「当指数」）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）、および当指数の管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッド（Bloomberg Index Services Limited）（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（以下「アモーヴァ・アセット」）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

上場インデックスファンド新興国債券（以下「当ファンド」）について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に当ファンドへの投資の推奨可能性について、当ファンドの所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行ないません。アモーヴァ・アセットとブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、および当指数の使用許諾であり、これは、アモーヴァ・アセットまたは当ファンドを考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグは当指数を決定、構成、もしくは計算する際に、アモーヴァ・アセットまたは当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは当ファンドの発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、当ファンドの顧客（これらに限定されません）に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、当指数もしくはそれらに関連するデータの正確性および／または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、アモーヴァ・アセット、当ファンドの所有者、もしくはその他の個人または法人が当指数、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行ないません。ブルームバーグは、当指数もしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行なわず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、当ファンド、当指数またはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

ファンドの特色

●当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であれば
いつでも売買が可能です。

・売買単位は１口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
・取引方法は原則として株式と同様です。
※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

●投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

＜自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）＞
主として、新興国の現地通貨建て債券に投資し、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

＜マネー・アカウント・マザーファンド＞
公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

《ファンドの仕組み》

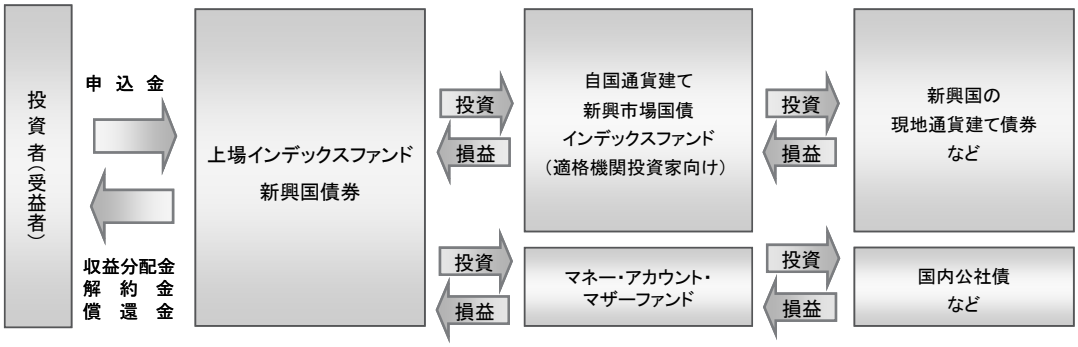

主な投資制限

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスクは次ページも
ご確認ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

・新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

・新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

為替変動リスク

・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。

・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

・有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスと基準価額の主なカイ離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。

・ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの採用銘柄の変更や構成比率の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。

・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2025 年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

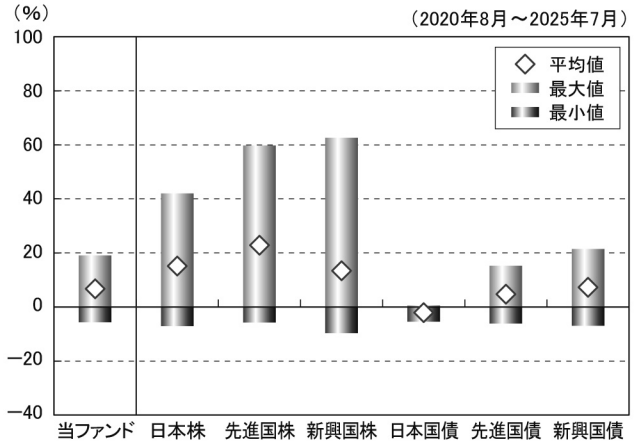

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.8%	15.2%	22.9%	13.4%	−2.1%	4.8%	7.3%
最大値	19.1%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	−5.7%	−7.1%	−5.8%	−9.7%	−5.5%	−6.1%	−7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞
日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

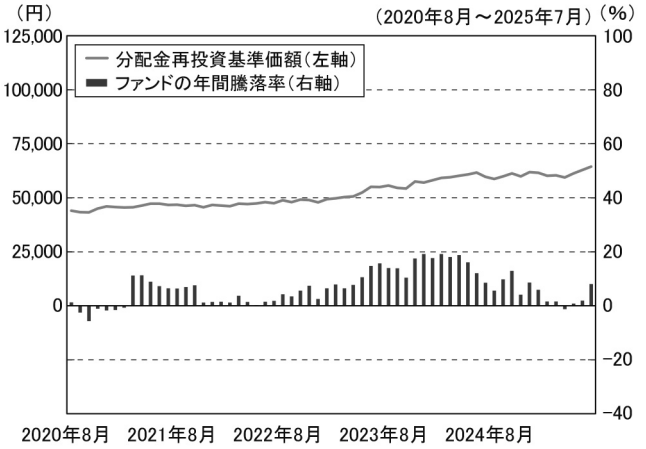

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2020年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

運用実績

2025 年 7 月 31 日現在

基準価額・純資産の推移

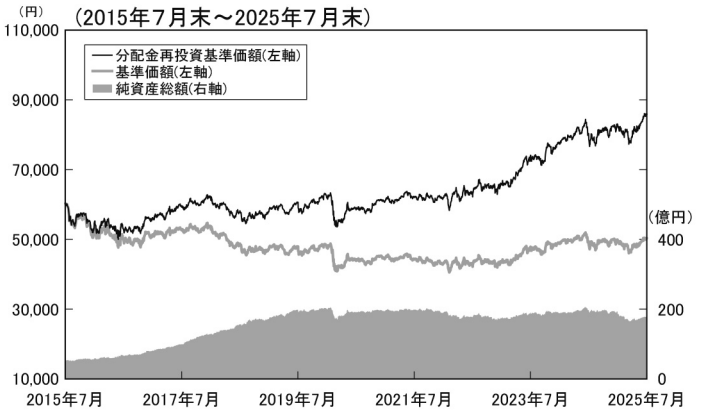

基準価額…… 50,360 円

純資産総額……178.40 億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の１口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2015 年７月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去 10 年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、１口当たり）

2024 年 11 月	2025 年 1 月	2025 年 3 月	2025 年 5 月	2025 年 7 月	設定来累計
402 円	412 円	400 円	405 円	419 円	35,234 円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産	比 率
自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）	99.95%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.00%
現金その他	0.05%

※対純資産総額比です。

＜組入上位銘柄＞

自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）

	銘 柄	国・地域	種 類	クーポン	償還期限	比 率
1	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	5.500%	2027年3月4日	1.06%
2	NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	10.000%	2027年1月1日	0.98%
3	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	7.000%	2026年9月3日	0.81%
4	NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	10.000%	2029年1月1日	0.80%
5	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	8.500%	2029年3月1日	0.72%
6	NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	10.000%	2031年1月1日	0.72%
7	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	7.500%	2027年6月3日	0.70%
8	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	7.750%	2031年5月29日	0.68%
9	MEX BONOS DESARR FIX RT	メキシコ	国債証券	8.500%	2029年5月31日	0.66%
10	INDONESIA GOVERNMENT	インドネシア	国債証券	7.000%	2030年9月15日	0.66%

※自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド(適格機関投資家向け)の対純資産総額比です。

年間収益率の推移

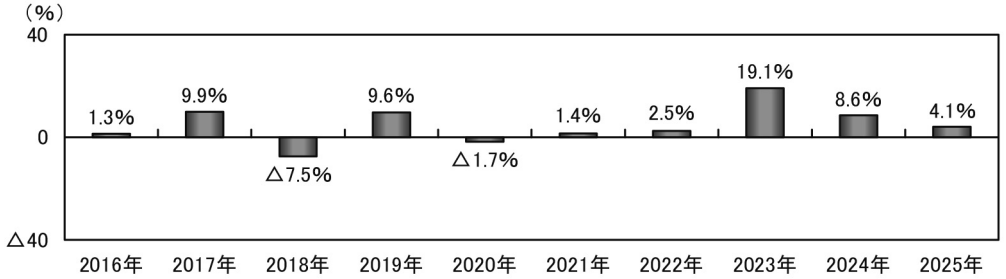

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2025 年は、2025 年７月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	200 口以上で販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	200 口以上１口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 ※保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りの申込みができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して８営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後２時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025 年 10 月 11 日から 2026 年４月 10 日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として購入の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 1）購入申込日がファンドの計算期間終了日の２営業日前（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、購入申込日が当該計算期間終了日の３営業日前以降の２営業日間）となる場合 2）購入申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3）1）および 2）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 1）換金申込日がファンドの計算期間終了日の６営業日前以降の５営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、換金申込日が当該計算期間終了日の７営業日前以降の６営業日間）となる場合 2）換金申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3）1）および 2）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。

信託期間	無期限（2012 年 1 月 30 日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還します。 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスが廃止された場合 ・ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの計算方法の変更などに伴なって委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の規定を満たさず、信託約款の変更が行なわれないこととなった場合 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が３億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年１月、３月、５月、７月、９月、11 月の各 10 日
収益分配	年 6 回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
信託金の限度額	５兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス　www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。
課税関係	課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">購入時手数料</td><td><u>販売会社が独自に定める額</u>
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">換金時手数料</td><td><u>販売会社が独自に定める額</u>
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">信託財産留保額</td><td><u>換金時の基準価額に対し0.3%</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用
（信託報酬）</td><td>当ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.385%（税抜0.35%）以内
運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＜運用管理費用の配分（年率）＞
上記が税抜0.35%（有価証券届出書提出日現在）の場合
<table><tr><td colspan="3">運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.35%</td><td>0.31%</td><td>0.04%</td></tr></table><table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td>純資産総額に対し年率0.11%（税抜0.1%）程度</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td><u>純資産総額に対し年率0.495%（税抜0.45%）程度</u>
※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の
費用・手数料</td><td>諸費用
（目論見書の作成費用など）</td><td><u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u>
①目論見書などの作成および交付に係る費用、②計理およびこれに付随する業務に係る費用、③決算短信の作成に係る費用（①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。）、④監査費用、⑤ファンドの上場に係る費用、⑥「ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」の標章使用料などは、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</td></tr>
<tr><td>売買委託
手数料など</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬（有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に 0.55（税抜0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、税抜 0.5）を乗じて得た額）などがその都度、信託財産から支払われます。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

１）受益権の売却時の課税

・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

２）収益分配金の受取り時の課税

・収益分配金は配当所得として、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

３）解約金および償還金に対する課税

・解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は 2025 年 10 月 10 日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025 年１月 11 日～2025 年７月 10 日

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.69%	0.38%	0.31%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

メモ

amova

アモーヴァ・アセットマネジメント